

デジタル・ネットワーク時代における プライバシーをめぐる非対称的倒錯状況

山 本 順 一

本稿は、2010年11月10日（水）の午後、前日から開催されていた第31回桃山学院大学・啓明大学校国際学術セミナー（場所は日韓交互に開催することとされ、今回は啓明大学の研究者を迎え桃山学院大学で開催）の場で報告させていただいたものに、質疑応答の内容を中心に最小限の見直しを加えている（したがって、本文中に引用、注記したウェブサイトについては、報告用素稿を作成提出した8月中旬にアクセスしたものである）。

1. はじめに

わたしたち研究者は、いまや妻や子どもたち家族、恋人はいなくても、自分の仕事を遂行してゆくことはできるが、身近にインターネットにつながったパソコンがなければ、まず間違いなく、お手上げの状態になってしまうであろう。そして、GoogleやYahoo!などの汎用サーチエンジンや頻繁にアクセスするポータルサイト、データベース、Web-OPACなどがなければ、その生産性は劇的に低下すること必定である。

研究者に限らず、情報を求める市民がアクセスするインターネット上の各種情報の主要なゲートウェイや頻繁にアクセスするホームページには、それぞれのパソコンやケータイ固有の記録が蓄積され、またそれらのサイトが提供している便利なサービスを利用すればその利用記録もまた相手方の巨大なデータベースのなかに練り込まれる。次の機会にアクセスしたときには、以前の利用記録が参照されるだけでなく、検索窓から自動的にプルダウンのリストが吐き出されるなど至便の環境が用意される。それだけではない。大手インターネット書店のホームページにアクセスし、特定の文献を検索すると、‘よく一緒に購入されている商品’‘この商品を買った人はこんな商品も買っています’という情報が提示される。一部の人たちにとっては目障りで邪魔な情報と感じられるかもしれないが、ある人たちにとっては非常に有益な情報と映る。このような‘レコメンドエンジン’は、すでにインターネットビジネスではふつうに使われるようになっている。

本稿では、‘高度情報通信ネットワーク社会’と呼ばれる現在において、情報通信技術のめざましい成果を踏まえつつ、‘プライバシー’に大きくかかわる個人情報、個人データの今日的な問題点と課題について考えることにしたい。

2. 日常生活とデジタル情報環境の功罪

2.1 現在のリアルの市民生活

リアルワールドにおいても、わたしたち大学教員にとっての神様、お客様である学生たちが賃貸マンションやアパートを探すときに、その近隣に不可欠の施設とされるコンビニエンス・ストアは、一定の駐車スペースは整えながらも在庫商品をストックしておくバックヤードも持たず、30坪足らずの狭小な売り場に見事な品揃えを実現している。POSシステムによって明らかにされた‘売れ筋商品’を棚に並べるだけでなく、蓄積された顧客情報から新商品が開発され、データマイニングによって‘前日より気温が5度低くなればおでんが売れる’ことが判明したり、‘紙おむつの隣にビール¹⁾’を配置したりする。コンビニエンス・ストアでは、そこに設置されたATMから自分の銀行口座にアクセスでき、預金・引き出しができる。銀行口座の状態については、むかしから同一銀行に複数の口座を持つ個人や企業は名寄せが行われ資産状況が把握されていただけでなく、そこでの数多くの利用者の大量データが解析され、新規金融商品の開発が行われてもいる。また、銀行口座に接続する国内外のクレジットカード取引は、オンラインを通じ不正利用が監視され、マネーロンダリング対策が講じられている。

その一方で、街中を歩いたり、大規模公共公益利便施設の中に入るといたるところに監視カメラが設置され、クルマに乗ると高速道路や幹線道路に限らず、特定の施設の周辺には自動車ナンバー自動読み取り装置、Nシステムが配備され、クルマのナンバーと前面画像が撮影されているとされる。繁華街などに設置された監視カメラの情報から顔面解析がなされ、テロリストや凶悪犯罪の容疑者が逮捕されるということも十分にあり得ることである（テロ対策ということ、街角のいたるところ、全国に顔認識システムも備えた400万台以上の監視カメラを設置しているイギリスでは、最近、‘監視国家化’の進行に対する反省から監視社会の現状を見直すとのことである²⁾。

有線・無線のネットワークにつながる電子的機器・装置を用いて、司法警察機関が法にもとづき国内犯罪や外国のスパイなどの探索を行っている場合³⁾もあり、ときにそのことが喧伝される。しかし、身の回りを振り返れば、特定もしくは不特定の個人や組織を監視することができるエレクトロニック・サーベイランス (electronic surveillance) は職場や学校、商店街やマンションの入り口、住宅の玄関にも設置され、すでにわたしたちの日常生活に深く

1) 「おむつを買った人はビールを買う傾向がある」というアメリカにおけるマーケットバスケット分析の典型例とされ、1990年代からさまざまところに書かれたり、語られたりした。データマイニングという言葉と概念を一躍有名にした‘神話’。

2) 2010年8月3日付け朝日新聞朝刊。

3) たとえば、2001年9月1日に発生した同時多発テロ事件を契機に立法された愛国者法 (Patriot Act : Uniting and Strengthening America by Providing Appropriate Tools Required to Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001) があげられるし、日本では犯罪捜査のための通信傍受に関する法律 (平成11年8月18日法律第137号) などがあげられる。

浸透している。

GPSが空から見張り、すべてお見通しのような社会において、たとえば、2010年7月30日、大阪市西区の11階建て（約80戸）のマンションの一室で幼い姉弟2児の遺体が発見された。ほどなく、2児の育児を放棄し、行方不明とされていた風俗店で働いていた23歳の母親が2児の死体遺棄容疑で逮捕された。この事件では、2児の激しい夜泣きや「ママっ」と泣き叫ぶ声を10人以上の住民が耳にし、異変に気づきながら児童相談所（児相）に通報したのはたったのひとりであったと報道されている。2児のリアルな激しい生の個人情報、個人データに接しながらいかんともすることができなかつた近隣社会。住人から計4回の通報を受けながら、大阪市や大阪府警が動くことはなかった。‘都市の死角’というには、あまりにも悲惨であり、‘安全・安心街づくり’を推進し、おびただしい数の監視カメラを具備しながらの‘誰も見ていない、見て見ぬふりをする社会’の惨事を個人情報の観点からどのように考えれば良いのだろうか。

2.2 市民のサイバー生活

映画や楽曲、有名作家の文学作品などの違法コピーファイルの作成とそのインターネット上のやりとりは、絶対に犯してはならないとされる情報倫理を破戒する、とてつもなく‘許されない悪事’であるかのように報道され、関係業界が大騒ぎし、警察による著作権侵害行為の摘発がマスコミによって大きく取り上げられる。しかし、タレコミが捜査活動の契機でないとすれば、また当該侵害行為の証拠となる事実を確認するためには、その違法複製の行為とその結果としてのデジタルファイルそれだけを狙い撃ちにできるはずはなく、著作者の個性あふれるオリジナルファイル、および複製権、公衆送信権の許諾を得た適法に存在するファイルをも、‘悪を追及する’側の管理する特定のサーバー等に根こそぎ複製・蓄積され、それらを解析することによってようやく発見できるものである。日本の場合においても、「個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持する」⁴⁾ことを職務とする警察だけが捜査のためにこのような活動を行っているわけではなく、日本音楽著作権協会（JASRAC）など権利者側の組織団体から業務委託を受けた業者などは事実上私的サイバーポリスの任にあたっている。音楽の分野に関して言えば、その監視摘発業務の遂行にあたっては、インターネットに接続する第三者のパソコンのなかから必ずしも音楽ファイルだけを無断で複製するわけではなく、一定の範囲であらゆるファイルを複製せざるを得ず、JASRACが信託されていない音楽著作物をも平気でデジタル複製することになる。

これはデジタル著作権に関する事件ではないが、本稿を執筆している間（2010年8月）にも、‘イカタコウイルス’というかわいい、しかしその挙動は決してかわいくない、ファイル共有ソフトWinnyを介して伝染・発病するコンピュータウイルスを開発・頒布したとい

4) 警察法（昭和29年6月8日法律第162号）1条。

うことで、大阪市泉佐野市在住の会社員が器物損壊罪の疑いで逮捕⁵⁾されたとの事件が報道され、また、翌日の朝刊には 大手を含むスーパーマーケット7社の委託を受けた‘ネット宅配サイト’が不正アクセスによるサーバー攻撃を受け、自社の分を含め、1万2,000件を超える会員登録をした顧客のクレジットカード情報が流出している。

デジタル・ネットワーク化の進行は悪いことばかりではない。主権者国民が政府を監視し、理不尽な振る舞いをする企業や団体を糾弾する仕掛けを実現し、民主主義を進化・深化させることもできる。スウェーデンにサーバーをおく、アメリカの民間ウェブサイト‘ウィキリークス’⁶⁾ (WikiLeaks) は、‘オバマのベトナム戦争’とも呼ばれる、開戦から9年も継続し、人的・物的損耗が著しく累積しているアフガニスタン戦争に関する約9万2,000件の機密情報を公開した。これらのアフガン駐留米軍の機密情報は、アメリカ軍内部からの流出とされる。この‘ウィキリークス’というサイトは、2006年に欧米のジャーナリスト、中国の反体制活動家、数学者らが立ち上げたこととされる。匿名で投稿された政府や企業の機密情報の内容を吟味し、ホンモノと確信したものにつき、政治的・外交的・歴史的・倫理的に価値ある文書等をネット上に公開し、世界中の政府や企業を監視するとされる。情報提供者を暴露から守る複雑な暗号技術が施されている。先進的な民主主義国家には内部告発者保護 (whistle-blower protection) 制度が整備されていることになっている⁷⁾ が、体制派が確実に公益通報者を保護するはずもないことはなかば論理必然であるから、その欠を埋める意味ではきわめて大きな意味をもつインターネット上の仕組みといえるかも知れない。2007年以降は、ジュリアン・アサンジ (Julian Assange) 氏がスポークスマンを務めている。ウィキリークスの活動に必要な資金は寄付によりまかなわれ、多数のボランティアが協力しているとされる。

5) 2010年8月4日付け、各紙夕刊に掲載。

6) <<http://wikileaks.org/>>

ウィキリークスのウェブページをのぞくと次のような組織の紹介がある。

「ウィキリークスは、機密資料を公衆に伝えようとする内部告発者、ジャーナリスト、および活動家を保護することを目的として開設された、多数の法的管轄にまたがる公共的なサービスである。2007年7月以来、わたしたちは世界中を舞台に活動し、そのような資料を入手し、公表し、守ってきたし、またわたしたちの活動がよりどころにしている、わたしたちが共有すべき歴史的記録を保全するとともに、すべての人民が新しい歴史を創り出すという、広範囲に妥当する原則を守るために、法的および政治的な分野で闘ってきた。

政府の諸活動を透明度の高いものにするということは、政治腐敗を減少させ、よりよい政府と一層強力な民主政の実現につながると、わたしたちは確信している。すべての政府は、その国民の監視を受けるだけでなく、世界中のコミュニティからの監視が強まることにより利益を得ることができる。そのような監視を実現するには情報が必要であると、わたしたちは信じている。歴史的にみると、これまでこれらの情報を得るには人命や基本的人権と引き換えという場合もあり、きわめて高価なものであった。しかし、いまや技術的な進歩発展、とりわけインターネットと暗号技術によって、重要な情報を伝えることに伴うリスクを低減することができる。

ペンタゴン・ペーパーズ事件における画期的な判決のなかで、アメリカ連邦最高裁判所は「自由でなんらの制約を受けない言論こそが政府の欺瞞を効果的に暴露することを可能とする」と述べた。わたしたちの信念はこの言葉に一致する。

政府を公正なものとするにはその国民だけでなく、ほかの国々の国民もまた監視し続けなければならないと、わたしたちは考えている。そのような理由から、公衆が検討すべき諸々の文書を実名を伏せて地球規模で広く伝えるための手段を提供する時がまさに到来したのである。」

7) 日本にも、公益通報者保護法 (平成16年6月18日法律第112号) がある。

(国際学術セミナーが終わり、加筆に迫られた12月には、このウィキリークスはアメリカ国務省外交公電を公表し、世界中が大揺れにゆれ、イギリスに潜伏していた編集長ジュリアン・アサンジ氏はスウェーデンでの強姦容疑で逮捕されている。)

3. 技術の進歩発展とそれがもたらす恵沢

コンピュータの世界においてもっともよく知られている‘法則’のひとつに‘ムーアの法則’⁸⁾がある。この法則の延命は、最近にいたってもなおコンピュータの計算能力が短期間に劇的に向上する事実を指摘している。その一方で、ある書物によれば、‘クライダーの法則’⁹⁾というものをあげていた。この法則は製造販売されるハードディスクの記憶容量が短期間に劇的に向上することを指している(ハードディスクに限らず、わたしたちが日常持ち歩く外部記憶装置、USBメモリの記憶容量も現在では32ギガのものが登場している)。そして、一方において、データの商業的価値が増大し、公私の組織団体が日常的にデータの売買、譲渡・移転・融通を行っている。そこでは、相互に関係するデータ、あるいは一見なんの関係もなさそうなデータがマッシュアップ(混合)され、新たな事実(らしきもの)が発見される。コンピュータにかかわる記憶容量の劇的増大、コストの劇的低下が信じられないくらい膨大なデータの処理を可能としている。‘データマイニング’や‘ナレッジ・マイニング’など、さまざまな言葉・概念と技法がそこから生まれてきているし、‘セマンティックウェブ’もそうであろうし、ゲノム解析も可能となり‘バイオインフォーマティクス’(生物情報科学)という分野まで登場するにいたっている。

情報通信技術の発達、むかしは記憶容量が高価でわずか2桁をケチったことが‘2000年問題’を引き起こしたことを忘れさせ、記憶容量はなかば無尽蔵にある資源と化し、いまやデータ消去のない世界に突入したのである。その消去されないデータの小さくない部分を人物データ、個人情報データが占めているし、そこには資本主義社会において、あるいは行政国家において、一定の合理性があることは間違いない。

また、コンピュータとその周辺機器の性能が格段に向上し、ネットワーク環境が整備されたことによって、統計学の応用範囲がとてつもなく拡大した。データはアンケート調査のように人手を介するものだけでなく(これもウェブ上で実施できるようになった)、気象や海象などの環境データはセンサーやロボットによって自動的に収集され、大容量データとして

8) この‘法則’は、世界最大の半導体メーカー、インテル社の創業者のひとり、ゴードン・ムーア(Gordon E. Moore)博士が1965年に経験則として提唱したことにはじまる。半導体の集積密度は18~24カ月で倍増し、チップは処理能力が倍になってもさらに小型化が進むという法則。この法則に従えば、半導体の性能は指数関数的に向上するわけであるが、最近では集積密度のアップはかなり鈍化している。このため、‘集積密度’を‘性能向上’に置き換え、法則は現在でも成立しているとされる。最近では価格対性能比で、18カ月で2分の1になるともいわれる。

9) ハードディスクメーカーに勤めるマーク・クライダーの提唱するもので、ハードディスクの容量が2年ごとに倍増するというもの。イアン・エアーズ著/山形浩生訳『その数学が戦略を決める』文春文庫、2010、p. 236。

蓄積・保存され、なかにはパブリック・ドメインにおかれるものもあらわれ、広く多角的な大量データ解析を待つ状況が生み出された。コンピュータ利用を得意とする絶対計算者たち（super crunchers）の大活躍の場が提供されている。一定規模の大量な過去のデータがあれば回帰分析を行い、一定規模の仮想もしくは現実の母集団を対象に‘無作為抽出テスト’を実施でき、簡単なエクセル（Excel）の「(=rand)」関数を使えば新しい知見を得ることができ¹⁰⁾、その気になる人たちがいれば合理的な社会実験が実現する。

世界でもっともよく利用されているサーチエンジン、Google のホームページを見ると、創業以来、その使命とするところは、‘世界中の情報を整理し、世界中の人々がアクセスできて使えるようにすること’（The company’s stated mission from the outset was “to organize the world’s information and make it universally accessible and useful”¹¹⁾）とある。1990年代に生まれ、グーグル・マップやグーグル・アース、グーグル・ブックス・サーチなど、素晴らしいサービスを次々と実現、提供し続けてきたこのIT企業にとっては、ほんとうにこれまでに生産され、蓄積されている世界中のすべての情報をデジタルデータ化することが可能と信じているように思われる。その信念が現実味を帯びていることがこの現代社会の大きな特徴である。

4. 日本の個人情報保護制度の構造と問題点

4.1 個人情報保護法の制定実施と‘過剰反応’

日本では、2003（平成15）年5月、個人情報保護関連5法¹²⁾が国会で可決成立し、公布された。6章59条と附則から成る‘個人情報の保護に関する法律’¹³⁾（一般に‘個人情報保護法’と略称される）は、個人情報保護についての基本法としての性格と民間を対象とする個人情報保護制度を定めた部門法としての性格を併せ持つが、その第1章から第3章が公布即日施行され、第4章から第6章までと附則2条から6条までの規定、そしてその他の関係する4つの法律が2005（平成17）年4月1日に施行された。2005（平成17）年4月の個人情報保護法の全面施行後の混乱は、この法律がもつ法の美学と人間の日常生活を送るうえでの常識、およびデジタル・ネットワーク社会の必然的運動方向との相克、矛盾に起因する（この個人情報保護法は、OECD 8原則に由来する、いわゆる‘現代的プライバシー’の権利を当

10) イアン・エアーズ著/山形浩生訳『その数学が戦略を決める』文春文庫、2010、p.112. (Ian Ayers, “Super crunchers: why thinking-by-numbers is the new way to be smart.” 2007.)

11) <<http://www.google.com/>>

12) ‘個人情報保護関連5法’という言葉は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）の5本の法律を総称している。

13) 個人情報保護法の解説は汗牛充棟の感がある。たとえば、中川かおり「個人情報保護法の現状と課題」（調査と情報第549号、国立国会図書館）を参照。

<<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0549.pdf>>

然のこととしており、個人情報の第三者提供については、本人同意を前提としている。下で取り上げる大規模災害に伴う被害者の氏名等の個人情報の取扱いについては個人情報保護法16条3項2号により公表が可能であるとされるが、この行政解釈にゆきつくまでに相当の混乱が発生したということは、この法律の限界を示している)。個人情報保護法の施行後、官民の組織団体と市民がヘンにコンプライアンス意識を高度に発揮した日常生活でのドタバタは、これまで広く‘過剰反応’¹⁴⁾という言葉で表現されてきた。個人情報保護法の全面施行直後の2005年(平成17年)4月25日、JR福知山線(‘JR宝塚線’とも呼ばれる)塚口駅-尼崎駅間で列車脱線事故が発生し、運転士と乗客を合わせて、107名が死亡した。このとき、事故被害者を受入れた病院は、マスコミや被害者家族等に対して、受入れた死傷者の氏名の公表を躊躇するところが多かったようである。尼崎市内の病院では、入院した被害者数十人の全員に、家族、自治体、マスコミに氏名などの情報を提供の可否を確認したされる(後に厚生労働省は‘情報を提供すべきだ’との見解を関係医療機関に示したとされ、現在、同省発行のガイドライン¹⁵⁾には「大規模災害等で医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、家族等からの問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理である場合」に該当し、被害者情報の提供を当然としている)。兵庫県警は、107人の死者のうち、遺族の同意が得られなかったとして4人の氏名を匿名にし、住所(市の名称のみ)、性別、年齢だけの公表にとどめた。

ひるがえって、事故から25年が経過したということでふたたびマスコミで取り上げられているが、1985(昭和60)年8月に発生した日航ジャンボ機御巣鷹山墜落事故では、520人の犠牲者を出した。このときは、全員の名前、年齢、顔写真が旅行目的とともに新聞各紙に掲載された。当時、そのことをいぶかしむ人たちはいなかった。2001年にアメリカで起きた‘9・11同時多発テロ事件’では、ニューヨーク・タイムズ紙などが多くのページを割いて犠牲者の名前、年齢、顔写真を掲載していたといわれる。

大惨事の被害者を個人情報保護として秘匿する意味がどこにあるのだろうか。沖縄戦で犠牲になった人たち、ベトナム戦争で犠牲になった米兵たち、かれら多くの氏名は石に刻まれ、愚かな歴史の具体的証言となっている。

2005年に全面実施された個人情報保護法が日本社会のいたるところで引き起こした‘過剰反応’については、さまざまところにその記述が見られる¹⁶⁾。先にあげた大規模災害や事故など緊急時の被害者情報のほか、学校教育の現場では学校行事で撮影された児童生徒の写真、卒業アルバムの配布、緊急連絡網の連絡名簿の作成・配布、病院での見舞い客への案内、

14) 「最近の個人情報相談事例にみる動向と問題点：法へのいわゆる「過剰反応」を含めて」(国民生活センター 2005.11.7) <http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20051107_2.pdf>

15) 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(2004.12.24, 2006.4.21改正), p.10. <<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805-11a.pdf>>

16) たとえば、「個人情報保護に関するいわゆる「過剰反応」への対応に係る調査報告書」(内閣府, 2008.3)を参照。<<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/chousa07/all.pdf>>

デパートなどでの迷子のアナウンスなど、種々さまざまな状況において、官民を問わず、関係当事者は個人情報の提供が許されるかどうか、大いに悩んだとされる。面妖だと感じるのは、煎じ詰めれば、個人情報保護法がわたしたち市民を活かしているのか、それがなければ生きていけないのか、あるいはわたしたち市民の円滑・平穏な生活をおくるための道具のひとつとして個人情報保護法があるのかということに尽きる（個人情報保護法という名称も誤解を増幅させる大きな原因となっている。元来、この法律は、その目的規定、1条にもうたわれているように、この法律は、「(デジタル) 個人情報の利用が著しく拡大している」今日、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的」としており、個人情報（データ）の‘利用と保護のバランス’を図るものであったはずである）。とんでもない‘法フェティシズム’と断ぜざるをえない。その一方で、個人情報保護法の施行によって、懲戒罰を受けた公務員の氏名が秘匿されたりするなど、開示されて当然の個人情報が隠蔽され、守られるべき個人データが保護されない状況がある¹⁷⁾。

4.2 2010（平成22）年の高齢者所在・生存問題

2010年7月29日、東京都足立区において、111歳で都内最高齢とされていた人が実は30年以前に死亡しており、自宅でミイラ化した遺体が発見された事件が発端となり、日本全国を巻き込む社会的騒動がもちあがった。にわかに関厚生労働省と全国の地方公共団体が100歳を超える高齢者の実態調査に乗り出し、連日、行方不明者の数を伸ばしていた。足立区の事件の発覚に大いに貢献されたが、地域社会には常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う‘民生委員’が置かれている。都道府県知事の指揮監督を受け、地元の福祉活動を支援する民生委員は‘住民の生活状態を必要に応じ適切に把握’¹⁸⁾しなければならないにもかかわらず、2005年の個人情報保護法施行以来、民生委員に高齢者名簿を提供しない自治体が少なくないとのことである。

2010年8月6日付けの朝日新聞朝刊には、関係行政機関では、2005年にすでにこの高齢者の中には相当数の死亡者や行方不明者が存在するとの事実を把握しており、それまで毎年発表していた‘長寿番付’を、折から施行した‘個人情報の保護に関する法律’を建前にこれ幸いと廃止した、と述べている。いままた100歳以上の高齢者の生存・所在確認のために介護保険や医療保険の利用状況の個人データの閲覧が個人情報の目的外使用に該当する懸念から躊躇する地方自治体があるとのことである。

8月10日付けの夕刊では、神戸市の調査では高齢者105人がその生存所在を確認できず、生存していれば125歳で国内最高齢の女性がかつて住んでいた住宅の現住所が公園に化けていたと伝えている。翌11日の朝刊は、すでにかなり以前から地元区役所の健康福祉課は高齢

17) 岡村久道「プライバシーと個人情報保護の現状と課題」電子情報通信学会技術研究報告。SITE, 技術と社会・倫理 107 (490), 45-48, 2008-02-13. (CiNiiで本文が読める)

18) 民生委員法（昭和23年7月29日法律第198号）14条1項1号。

者の不在を把握しながら、市の行政には反映されていなかった事実を指摘し、‘縦割行政の弊’と断罪している。個人情報保護制度、この場合は個人情報保護条例であるが、‘個人情報の目的外使用’に阻まれたというのが神戸市の言い分であるが、「住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施」（地方自治法1条の2第1項）すべき地方公共団体としてはあまりにもお粗末である。8月13日の朝日の続報では、京阪神を中心に100歳以上の不明者は279名に達することを伝えている。福岡県を除き、日本海側では高齢者の生存・所在不明者がまったく出ていない。

かつて東京都葛飾区が納税情報を高齢者福祉事業に利用する際に往復はがきを郵送し、本人同意を得たという‘美談’が報じられたことがあるが、高度情報通信ネットワーク社会の急激な進展、一層高度な行政サービスが市民から求められている現状と財政破綻と行政サービスの間接コストに想到すれば、議会関与や審査会などの行政過程への参加は考慮に値するといえども、目指すべき方向はおのずから明らかだと思われる。

4.3 個人データの現在

個人情報保護制度の運用実態については、内閣府のホームページ¹⁹⁾に詳しい。そこにあげられている「平成21年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要」²⁰⁾を見ても、従来からの傾向が変わるところはなく、個人データの流出事故はとどまるところを知らない。個人データの流出原因は大半が当該組織の内部、従業員の不注意や紛失、盗難によるものである。Winny や Share などのファイル交換ソフトを通じての流出もある。しかるに、個人データ流出の背景には、行政や企業のコスト削減による個人データ処理の外部委託と下請けの連鎖、非正規職員による個人データ処理業務の実施などがあり、また通常業務では時間が不足することによる在宅ワークの必要性、さらには処理業務を行う外部組織が遠隔地にあることなどから個人データファイルにリモートアクセスを認めざるをえないということなど種々の理由も存在する。

先に取り上げた翻訳書『その数学が戦略を決める』のあとがき、‘訳者解説’に「大量データ解析——特に異なるデータを連結・クロスした解析——にとっての大きな障害が日本にはある。それが個人情報保護法や、データの目的外使用の禁止という規制だ²¹⁾と書かれている。日本の個人情報保護法、すなわち個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）を図解したものが図1である。この法律の目的規定、1条には「この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護

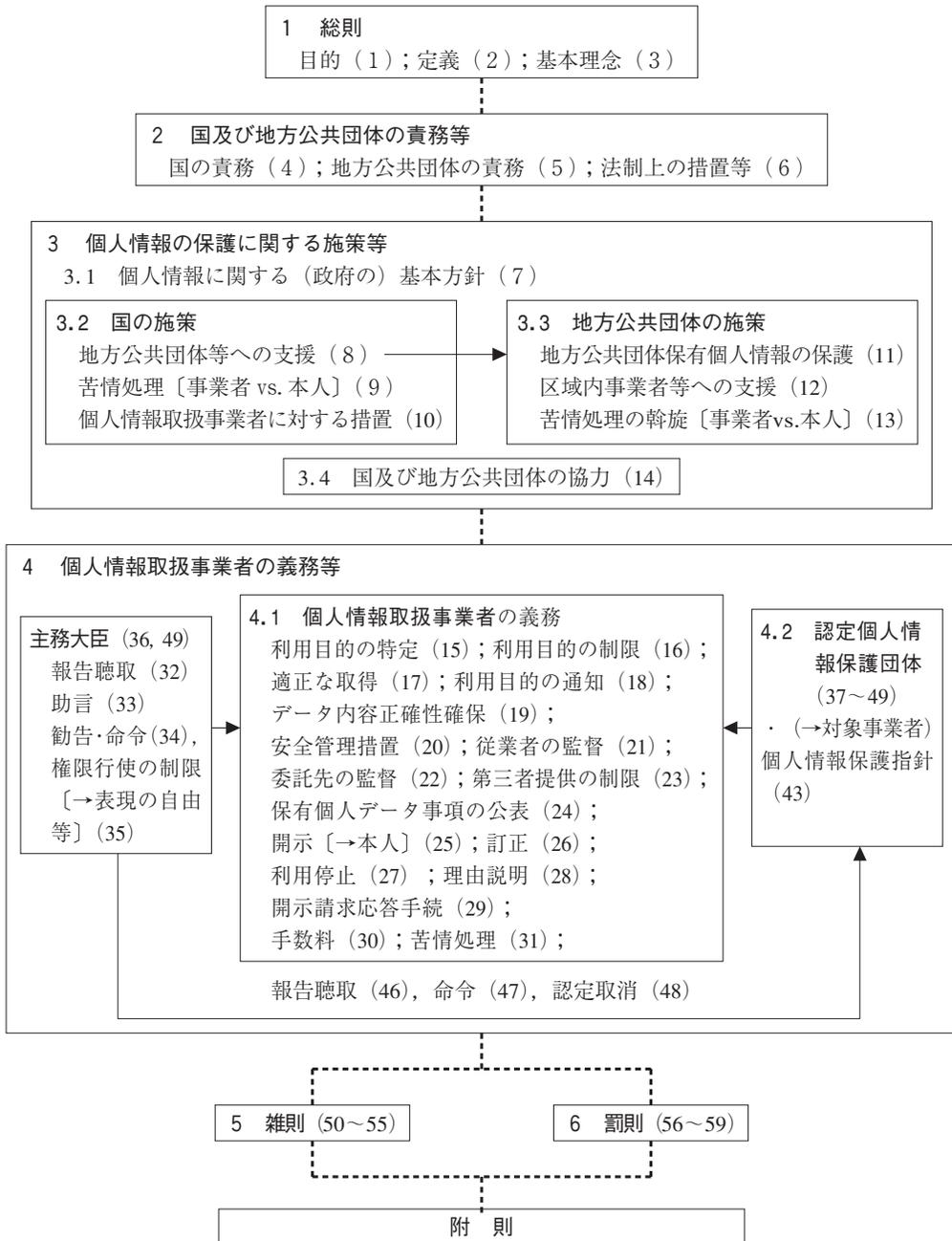
19) <http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/index_sub001.html>

20) 「平成21年度個人情報の保護に関する法律施行状況の概要平成22年8月消費者庁 <<http://www.caa.go.jp/seikatsu/kojin/21-sekou.pdf>>

21) 山形浩生「訳者解説」（イアン・エアーズ著／山形浩生訳『その数学が戦略を決める』文春文庫、2010 収録）p. 402.

に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする』とある（下線は筆者）。

図1 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）の構造



* 括弧内の数字は条番号

この1条から読み取らなければならないのは、個人情報の流通制御型の仕組みを実現することだと思われる。

5. 個人情報、個人データの種別と情報セキュリティ

企業や組織、個人が社会経済的活動、日常生活を送るうえで、人物情報は必須不可欠の情報種別のひとつに該当する。これまでも、『人事興信録』（興信データ刊）、『日本紳士録』（交詢社監修、ぎょうせい刊）、『(政府)職員録』（国立印刷局刊）などはよく利用されてきたし、文化人などについては『新現代日本執筆者大事典』（日外アソシエーツ刊）などは重宝されてきた。また、いずれの職場においても、同僚の住所・連絡先などを記した「職員録」は業務上必要とされ、印刷頒布されてきた。オンラインの人物情報データベースについては、「日外アソシエーツ人物・文献情報 WHOPLUS」があり、その情報登録件数は、延べ59万件とされる。職場の「職員録」同様、このようなツールが長年にわたり版を重ねてきたのは、社会がそれらを必要としてきたからにほかならない。ところが、2008年11月に元厚生省事務次官等連続殺傷事件が起こったことを契機に国立国会図書館は政府職員録の利用停止の措置をとり、少なくとも公立図書館においてもこのような名簿利用の提供を躊躇するところであられた。

5.1 個人情報、個人データの種別

名和小太郎先生の書物『個人データ保護』（みすず書房、2008）を手がかりとして、個人情報、個人データの種別を検討²²⁾したい。氏名や住所、電話番号、メールアドレス、そして固有の風貌容姿はコミュニティにおける円滑な日常生活を送るうえで共有のものとなせざるを得ない。これらは表層的な社会関係に伴う‘公共財的な個人データ’といえる。この種の個人データを起点とする逸脱行動を恐れて、当該個人データを秘匿しようとする態度はおかしなものであるし、ごく限られた切羽詰った事態に備える場合を除き、ここにコンプライアンスを求める法制度は社会的障害を構成する。現代社会は個人が孤立して生活するにはあまりにも過酷であるし、資本主義の制度のなかに存在し、その論理に翻弄される企業は規模を問わず、一定程度の法に定められた行政サービスを期待せざるを得ない。市民は、運転免許やパスポートだけでなく、保有する不動産の情報、納税情報や福祉関連情報を行政機関に委ねている。このような‘行政サービス関連個人データ’は行政機関の管理下で適切に保管されなければならない。住民基本台帳情報や選挙にかかわる有権者情報などは特定個人に直結する社会的文脈から遊離して利用される可能性があり、最近ではその利用閲覧に制約が課されている。

もっとも多く産出される個人データは‘取引に随伴する個人データ’である。わたしたち

22) 名和小太郎『個人データ保護』みすず書房、2008、p. 256-60.

市民の生活は、現金であれ、クレジットカードの使用であれ、商品とサービスの購入によって成り立っており、その個々の取引がなされるごとにその取引記録が相手方売主、企業の側に保存される。ネット取引でも同じである。企業側の顧客データベースにその都度取り込まれ、個々の顧客のプロファイリングがアップデートされる。企業にとっては、不正競争防止法で保護される‘営業秘密’、トレード・シークレットを構成し、その情報資産的価値は大きい。日本の個人情報保護法は顧客数が5,000人以上の顧客データベースを擁する企業にその管理に一定の義務を課している。インターネット上で頻繁に流出が繰り返される個人データの大半は、顧客リストを含む、この種の個人データである。別の箇所でもふれるが、‘情報セキュリティ’の必要性が論じられるのは主としてこの顧客個人データであるが、建前はともかく、ネット経由ないしはリアルの世界で完全に流出・漏洩をおしとどめることはまず不可能であろう。情報セキュリティ保険市場²³⁾があらたに形成されるゆえんである。

リアルであれ、ネットであれ、破廉恥情報に墮すことがなければ、どのような形ででも流通を歓迎する‘売名指向個人データ’がある。それは私生活をも売り物にする芸能人、ファンをほしがるプロスポーツの選手、大衆から一票でも多くの人気投票がなければ失職する政治家などのタグがついた個人データで、これらは名誉毀損にでも該当しない限り、法的に保護する必要はない。

貧乏人も億万長者も、‘死’は等しく迎えてくれる。死に至る事故、疾病については、その背景を含めて、第三者に知られたいくないと当該個人や家族、親族が望むケースは少ない。死に至らなくとも、持病や精神的疾患、隠された身体的要素についても同様である。公知でない‘医療関係個人データ’の一定部分はセンシティブ情報、機微情報に該当し、憲法13条に由来するプライバシーの権利の対象となる。

「わたしには、一点のやましいところもない」と公言し、プライバシーの権利行使を放棄するかのようないいをされる方がときに存在する。刑事司法捜査の担当者のなかには、対象とする犯罪行為がとてつもなく非人道的で絶対に許せないとして、マスコミに向けて容疑者を人間ではないかのような言葉を投げつける人がいるかも知れない。自分自身の脳裏と内心を振り返らず、そのような態度、振る舞いをする人がいるとすれば、それは浅はかなことである。人間は100パーセント天使でもないし、100パーセント悪魔でもない。神の前で懺悔を回避できない存在である。司法行政機関だけでなく、市民もまた、特定個人がときに悪魔のささやきに耳を貸し、反社会的行為を行った事実を不必要に公表すべきではないし、このような‘反社会的個人データ’をネット上にアップすることは許すべきではない。もっとも、著作権法13条3号が刑事事件を含む‘裁判所の判決、決定、命令’を権利の目的とならない司法教育にも資する市民社会共有の著作物とした趣旨からすれば、閲覧公開の原則をとるかのように見えながら、刑事確定訴訟記録法（昭和62年6月2日法律第64号）4条の定め

23) 渡辺弘美「情報セキュリティ保険市場の動向」〈http://www.csaj.jp/info/05/20051212_us_it_softmarket.pdf〉

る保管記録の閲覧につき、同条2項の適用除外の範囲はあまりにも広すぎる。関係者の匿名化は当然としても、少年事件をも含め、将来の同種の事件発生の防止のための環境整備、仕組みの改善のためにも開示に応ずるべき範囲は大きいと考えられる。閉塞した社会の不健全性、ムラ社会のプライバシー暴露を喜ぶ風潮とは別の次元で、加害者、被害者の個人情報、プライバシーを楯に隠蔽する行政体質もまた決して健全とはいえない。現在の刑事確定訴訟記録の取扱いは、関係捜査への批判を封ずるといふ副次的効果もあるように思える。

センシティブ情報の典型ともいえる、特定の宗教に対する信仰、特定の政治的主義信条への傾倒など、‘内心にかかわる個人データ’の法的保護については、戦前の日本の特高警察、現在のアメリカの愛国者法²⁴⁾など国家の干渉が大きな問題となる。特定個人が頭の中で考えることはその人の読書の対象となる書籍や雑誌、パソコンやケータイでアクセスするサイトにあげられている情報に直結している。特定の書籍・雑誌の利用、特定のウェブページへのアクセスそのものが具体的な‘内心にかかわる個人データ’に該当する。愛国者法では、アメリカの実質的にすべての州で法的に保護されている市民の図書館利用記録の秘密（館内のインターネット接続端末の利用を含む）ばかりか、市内の書店での図書や雑誌の購入まで、FBI等が暴くことを許容したのである。

5.2 情報セキュリティ標準

個人情報・個人データ保護を確保するには、‘情報セキュリティ’という考え方と仕組みを導入する必要がある。そのための方法論が、ISMS (Information Security Management System: 情報セキュリティマネジメントシステム) である。ISMSに関する国際規格が‘ISO 27001’で、その日本語化されたものが‘JIS Q 27001’である。日本ではこのJIS Q 27001にもとづいて‘ISMS 適合性評価制度 (通称: ISMS 認証)’が運用されている。具体的には、パスワード管理はどうするか、バックアップはどうするか、電源はどうするかなど、133種類のセキュリティ対策が列記されており、それらを認証を受けようとする事業所に適用することになっている。

また、‘JIS Q 15001’にもとづく‘プライバシーマーク制度’においては、その認証基準は、個人情報を収集するときには本人の同意を取ることや、苦情処理窓口の整備といった事項が含まれる一方、情報セキュリティに関しては、たんに‘個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずること’とされているだけで、システムのバックアップをどうするか、パスワード管理はどのようにするかなど、具体的な内容は全く含まれていない。

24) 平野美恵子、土屋恵司、中川かおり「米国愛国者法（反テロ法）（上）（下）」外国の立法214（2002. 11）、215（2003. 2）〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/214/21401.pdf>〉、〈<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/215/21501.pdf>〉；「米国愛国者法をめぐる最近の動き」カレントアウェアネス-E, No. 20（2003. 08. 20）〈<http://59.106.72.233/e110>〉；高嶽 裕樹「知的自由に関する法の動向：愛国者法, CIPA, COPA, DOPA」カレントアウェアネス・ポータル〈<http://current.ndl.go.jp/node/14428>〉

6. ‘心機一転生まれ変わって’を阻む‘デジタル・マイセルフ’とサイバースペースに発生する多重人格性

6.1 就職活動における応募者の個人像

世界の国々の多くに共通する社会問題のひとつに、明日の世界を担う若者たちの就職難、失業の問題がある。日本では18歳人口の大学進学率が50パーセントを超え、経済的事情がそれを許し、自分自身の意欲と偏差値を十分に考慮すれば、ほぼすべての若者が大学に入学できる‘ユニバーサル段階’に到達している。「学校基本調査：平成22年度（速報）結果」²⁵⁾の教えるところによれば、2010年5月1日現在、日本国内には778校の4年制大学があり、288万7,000人の学生が在籍している。ところが、学部学生では3年生の秋あたりから就職活動に憂き身をやつし、‘シューカツです’といえ半ば公然と授業を欠席でき、腰を落ち着けて学習するのはわずか2年ちょっとで実質的には短期大学と差がないような実態に陥っている。世界広しといえどもこのような嘆かわしい高等教育を行っているのはどうやら日本だけらしい²⁶⁾。大学と学生本人がこんなに時間とエネルギーを傾けても、産業構造の改編・高度化が思うように進まず、雇用機会の総量は拡大することなく、就職できない学生、卒業生がワンサと出現している。うまく就職できたとしても、3年ももたずに大半は離職しているような。

企業側にすれば、採用するにあたって、縁故でなければ、エントリーシートを提出してきた多数の応募者のなかから一定の基準に従って選抜しているはずである。これは、アメリカの話であるが、「人事担当者への調査によると、4分の3以上の人が検索エンジンを使って入社志願者を調べ、3分の1以上の人が検索で得られた情報に基づいて志願者を不採用にしたことがある」²⁷⁾と語っているそうである。Googleなどのサーチエンジンの検索窓に応募者の氏名を入力すれば、一定の確率でヒットし、本人らしき情報にアクセスすることができる。日本では、アメリカと異なり、まず実名でブログを書くことはないが、もしその学生がブログを持っていることが分かればそこにアクセスし、画像検索をすればその学生のゼミやサークルでの様子がうかがえるかもしれない。サーチエンジンについて書かれた書物の一節に次のような言葉がある。

「われわれがネットにアップする言葉は、現在の世界に対してだけでなく、将来の世界に対しても向けられている。フェイスブック（Facebook）²⁸⁾に書いたプロフィールを採用側が見ていると知ったら、学生は、そのプロフィールが‘自分の真の姿’ではない、と感じるか

25) <http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/kihon/kekka/k_detail/1296403.htm>

26) 辻太一朗『就活革命』NHK出版生活人新書、2010、pp.65-89.

27) アレクサンダー・ハラヴェ著/田畑暁生訳『ネット検索革命』青土社、2009、p.181. (Alexander Halavais, Search Engine Society : Digital Media and Society Series, 2009.)

28) 2004年創業の世界最大のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）。当初はアメリカの大学生を対象としていたが、その後広く公開され、現在、世界中に5億人を超えるユーザーを持つ。日本国内のユーザーは約180万人を数えるとされる。

もしれない。10年前にパーティーで酔っ払った写真が、いつまでもつきまとうのである。Internet Archiveのようなプロジェクトは、ウェブから収集した情報を蓄積し、キーワードや日付で検索可能にするという点で、一種の検索エンジンと言える。各種のインターネット・アーカイブは、人々の歴史を作っていく。²⁹⁾

結果として、採用側企業はインターネット上に豊富な痕跡を残している、デジタル・ネットワーク時代にふさわしい情報リテラシー能力に優れた学生に対して、たまたま当該企業や業種にわずかな批判的な言辞を見つけたり、若気のいたりでいささかハメをはずした画像を発見したりなどがマイナス評価を増幅し、不採用としかねない。逆に、ケータイを玩具として使うだけで、PCの操作にうとく、インターネット・リテラシーに欠けるもの言わぬ学生を採用することにもなりかねない。21世紀社会もまたいくらかの英会話はできたほうがよいとしても、‘沈黙は金’という社会的ルールが支配するところが小さくないのかもしれない。

6.2 ‘グーグル・ツイン’ と ‘デジタル・マイセルフ’

先に、学生たちの就職活動や企業の採用プログラムにおいて、インターネット上に蓄積・流通している個人データが活用(?)される‘現実’を指摘した。洋の東西を問わず、日常生活において、女子学生がサーチエンジンになにげなく自分の名前を入力したとき、自分とまったく同じ名前のアダルト女優(彼女の名前は、いわゆる芸名、源氏名である)を発見したり、売れない女優やタレントの水着写真集に出くわすことは珍しいことではない。このようにインターネット上で検索するとヒットする同姓同名の存在を‘グーグル・ツイン’(Google twin)³⁰⁾という。わたし(山本順一)はすこぶるありふれた名前で、実際に検索すると、ツインどころではなく、五つ子や六つ子にとどまらず、多くの同姓同名がヒットする。そのなかのひとりが、その後野球賭博でかまびすしくなった日本相撲協会の前・時津風親方である。2007年9月、弟子の序ノ口力士時太山の頭部をビール瓶で殴打し死亡させ、2010年4月に控訴審の名古屋高裁において傷害致死罪で懲役5年の実刑判決を受け、現在上告している。‘グーグル・ツイン’効果か、当時は学会で出くわした顔見知りの著名な有名大学教授に「よっ、トキツカゼ」と声をかけられたものである。

外国にも同様にインターネット上で特定人物について検索できるサイト(people-finder sites)があるが、日本ではそのようなサイトのひとつに‘あの人検索スパイシー SPYSEE’というサイト³¹⁾がある。歴史上の人物、学問の神様、菅原道真までが取り上げられており、結構面白いサイトである。そこには‘スパイシーは人と人との関係が見えるサービスです’とあり、以下のような当該サービスを紹介する文章が載せられている。

29) アレクサンダー・ハラヴェ著/田畑暁生訳『ネット検索革命』青土社、2009、p. 184.

30) アレクサンダー・ハラヴェ著/田畑暁生訳『ネット検索革命』青土社、2009、p. 182.

31) <http://spysee.jp/>

SPYSEE（スパイシー）とは：スパイシーは「ひとを知る」ことをお手伝いする次世代検索エンジンです。

テレビに出ている有名人や、ニュースで話題のひとについて知りたい時、検索エンジンを使ったことはありませんか？ スパイシーは、ひとについてウェブ上で公開されている情報を自動的に収集・整理し、ひとつのページにまとめます。また、そのひとをとりまく人々のつながりを見つけ出し、ネットワークとして表示します。

いままでの検索エンジンでは得ることができなかった詳しい情報や、意外な人々のつながりを知ることができます。

スパイシーの核となるのは、ウェブ上に存在する大量の情報の意味を理解し、必要なものを選び出し、編集して知識として提供するセマンティックウェブ技術です。セマンティックウェブ技術は、次世代検索エンジンを実現するための核となる技術として、世界各国で研究開発・実用化が進められています。オーマ株式会社では、日本発の次世代検索エンジンを目指して、国内でいち早くこの技術に取り組んでおります。

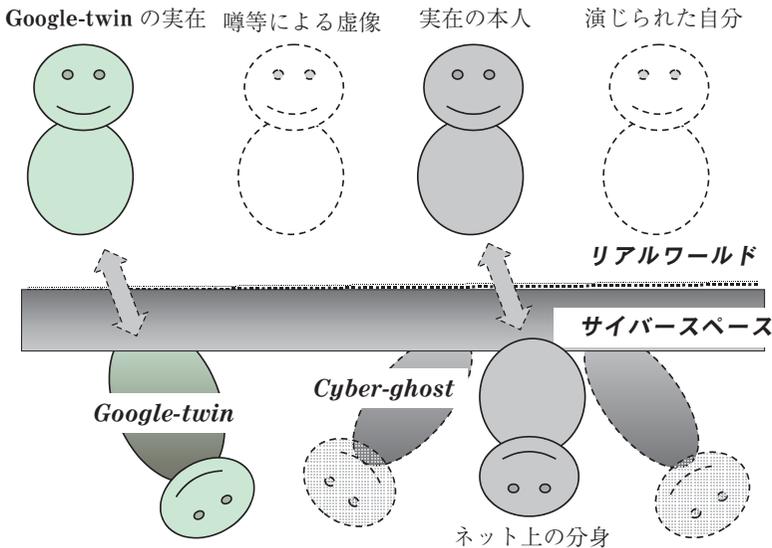
ここでも第三者に迷惑をおかけしないように、わたしの名前を入力する。そうすると、‘山本順一 同姓同名が複数人います’とのメッセージが出る。これは予想の範囲内。‘1945年神戸市生まれ 太平洋美術会会員 佐倉市美術協会理事’の山本順一氏というグーグル・ツインがまたひとり発見できた。‘水辺のバラード’という立派な水彩画の作品があることも分かる。仰天したのは次頁にあげた‘山本順一の相関図’（図2）である。確かに顔なじみ、お世話になった人の名前もそこにはある。しかし、名前は承知をしているがまったく面識のない方、名前も存じなかった方がそこにはあげられている。虚実皮膜どころか、架空の交友関係がそこには描き出されている。

この‘あの人検索スパイシー SPYSEE’という人物情報検索サイトは、2008年3月に設立されたオーマ株式会社により運営されていることになっている。‘利用規約’を見ると、‘プライバシー’という条文見出しをもつ3条の2項には「本サービスで提供する情報は、検索エンジン等を用いて得られるウェブ上の公開情報を機械的に集約・表示したものであり、当社は一切の情報の追加・改変は行なっておりません。表示される人物に関するプライバシー情報等に問題がある場合、当社は可能な範囲で速やかに対処します」と定められ、‘免責事項’との見出しの8条2項は「本サービス上に開示されている情報の大部分は、ウェブに公開された情報を機械的に集約し表示したものであり、当社は一切の情報の追加・修正を行なっておらず、当社はプライバシー侵害・名誉毀損等に関する一切の責任を負いません」とある。すなわち、この「スパイシーで表示される情報は、ウェブ上で公開された情報から独自のアルゴリズムに基づいて自動的に作成」されており、「スパイシーで表示される画像・動画・ウェブページ・ブログ情報はウェブ上で公開されている第三者のもの」である。既にウェブ上にある特定個人の既存個人情報をもたただ編集したものに過ぎず、「名誉毀損あるいは誹

図2 山本順一の相関図



図3 デジタル・ネットワーク環境における人格配置



謗中傷にあたる情報の削除が必要な場合は、情報の引用元となるサイトの管理者に直接ご連絡ください」とあり、「該当するサイトの情報が修正されますと、サイトの次回クロール後にスパイシーで表示される情報の内容が自動的に更新」されることになっている。

個人情報保護制度などは屁の河童，自分自身の手の届かぬところで自分でさえ知らない自分の‘個人情報’が蓄積され，流通し，見事なまでに利用されている，デジタル・ネットワーク環境における特定個人に関する虚実の人格分布について図解しておく（前頁図3）。

7. む す び

冒頭にも述べたように、わたしたちは、ケータイ、パソコンを通じて、インターネットに接続しない日はない。ネットオークションやネット取引に至らなくとも、一般市民がインターネット上の商業的サイトへアクセスすれば、そこで特段意識することなく、そのウェブページに掲載されている商品やサービスに一定程度の関心を示しているという事実がログとして相手側、商業サイトの方に引き渡される。しかるに、個々のサイトが商業的であるということにとどまるのではなく、実はインターネットによって形成されるサイバースペースの全体が‘商業的情報空間’にはかならない。アドワーズといわず、サーチエンジン企業、ポータルサイトは利用者のアクセスログの活用により的確な宣伝広告活動の対価を得ており、インターネット・サービス・プロバイダーも同じ位置に立っている。日常的な情報ニーズに迅速に対応できるケータイの世界にこそ、このような夥しい数にのぼる顧客の多種多様、雑多な個人的データが蓄積される（日本のケータイの世界は、それぞれの携帯電話会社を中心におびただしい数の顧客（その多くが若者たち）が囲い込まれた固有のビジネス空間である）。なにげない日常的なインターネット利用が生み出すサイバースペースでの生活行動記録、しかもGPSの記録やICカードやその他の特定個人にかかわるデータがこれに加われば、特定個人の人格構造を浮かび上がらせるプロファイリングがかなりの程度完成する。市民がなかば無意識的にサイバースペースに残す日常生活行動の痕跡を‘ライフログ’と呼ぶのだそうであるが、いまや着実に大きな市場を抱えるライフログ・ビジネスが育ちつつある³²⁾。そこ、サイバースペースで日常的にふつうにやりとりされるおびただしい事実行為的定型的事柄に対して、時代遅れの個人情報保護制度が定める‘現代的プライバシーの権利’、すなわち自己情報の開示・訂正・利用停止等を含む‘自己情報コントロール権’などを持ち出しても現実的には意味をもたないし、実効性をもって法的に規律し、取締ることは不可能である。個人情報取扱事業者に該当する、それぞれの事業者は、結果的に不当と誰もが確信する流出・漏洩の事実を露見させなければ、ライフログを活用した付加価値の高いビジネスを展開できるし、そうしないと厳しい資本主義的競争に勝ち残れないのである。

21世紀のデジタル・ネットワーク社会、高度情報通信ネットワーク社会においては、他の

32) 石井夏生利「ライフログをめぐる法的諸問題の検討」情報ネットワーク・ローレビュー 9巻1号(2010.6), pp. 1-14を参照。

多種多様な情報・データとともに、個人情報、個人データの蓄積・流通・利用は不可避であるし、それを大きくカバーする部分を‘基本的人権’の名の下に阻止するというのはわたしたち市民の安心・安全で、円滑な日常生活の展開を阻害することになりかねない。しかし、個人情報データベースに施されている、施されているはずの法のおよび事実上の被覆を超えて、個人情報、個人データの公表・漏洩・流出が惹起するプライバシー侵害はできる限り避けなければならない。また、一方において、さまざまな価値便益と錯綜し、口にする人によって異なる‘プライバシー’という概念の外延は曖昧模糊としており、‘セクハラ’を含む‘ハラスメント’という言葉と同様、本来、個人の主観にかかわるところが大きい。実態はそのままに放置、ほおかぶりし、無機質な言葉に置き換えることをよしとして、基本的人権を尊重しているかのような顔をする人たちが多いこの世では、安全率をかけ、第三者に属するプライバシーの範囲をできるだけ広くとることは自分自身の存在を安全地帯に退避させ、適切なクレイマー対応という部分をもつ。多義的で立場によりいかようにも解釈できるだけでなく、状況の変化によって変わる判決、行政解釈の基礎とされる関係法令に個人情報にかかわる制度、仕組みをゆだねるのではなく、実務家たちが自発的に適宜見直しを加える客観的で技術的な標準化³³⁾によって対応することのほうが望ましいのかもしれない。日本の個人情報保護制度はどちらかといえばEU諸国に近く、(プライバシー)理念重視型といえそうであるが、問題が発生すれば、業界等の自主的対応も含む個別的解決を図り、それを積み重ねるなかで必要不可欠な個人データの流通制御を実現してゆくという、どちらかというアメリカ型の対応のほうが現代社会にはふさわしいように思える³⁴⁾。

8. 付 論

啓明大学校との国際学術セミナーでは、責めをふさぐべく、おおむね上記のような内容を報告した。わたしのつたない報告に関連して、同僚の村山博教授から親切にもいくつかの質問をいただいた。日本の研究者には当たり前のことでも、聴衆の半分が啓明大学校関係者で、日本の関係制度に習熟されていない方もいられたので、基礎的なところも踏まえて回答した記憶がある。また、本稿の書誌データが韓国の研究者の眼にふれる可能性が皆無とは言いきれないので、そのときに話したところを思い出しつつ、質疑の概要を紙上に再現しておくことにしたい。

大きく3点の質問をいただいたように思う。第一点は、まだまだ日本の企業の個人情報保護に対する認識には甘いところが残りで、JISQ15001:2006に定められている個人情報保護管理者に役員クラスを充てているところはほとんどない。とくに日本の中小企業に対して個人情報保護の考え方と仕組みをさらに普及させるにはどのような方法があるか。デジタル・ネットワーク時代にあっては、日本の企業の個人情報保護に対する認識を変える必要があるよ

33) 名和小太郎『個人データ保護』みすず書房、2008、p. 234.

34) 名和小太郎『個人データ保護』みすず書房、2008、p. 222.

うに思われるが、というものだった。このような質問をいただき、冗長とは思いつつながら、前提から説明を始めた。企業にとっての‘個人情報’には、2種のものがある。ひとつは従業員等、組織内部の個人情報で、いまひとつは取引先、消費者等、組織外部の個人情報である。主としてコンプライアンスの対象となるのは後者の取引先、消費者等、組織外部の個人情報で、顧客データベースが構築されていることが少なくない。この顧客データベースは不正競争防止法により法的に保護される‘営業秘密’を構成するもので、5,000人という数字にかかわらず、利潤の源泉のひとつなので、一般的な環境の下では、企業規模の大小にかかわらず、そこに繰り込まれている個人情報データは守られるはずのものである。従業員の持出し、漏洩を防止する仕組みが求められる。一定規模以上の企業では、経済産業省の指導の下で財団法人日本情報処理開発協会が運営しているプライバシーマーク制度を利用することができる。中小企業の目安として、中小企業基本法2条1項が定めているが、規模の小さな事業所では資金と関係人材が不足するのは、ある意味で仕方がない。顧客データベースの大切さは中小企業関係者にとっても同様で、啓発による意識化が期待される。もっとも、激しい企業間競争はコスト削減を至上課題としており、他の業務同様アウトソーシングが進むと思われ、顧客データベース管理業務の一部についてもクラウドコンピューティングのようにアウトソーシングされ、自前で管理するよりも確かなものとなる可能性もあるように思われる（受託IT企業の管理するサーバーから流出するようではどうしようもない）。現状では質問で指摘されたように（以下の次の質問の回答でもふれざるを得ないが）大きな問題が横たわってはいないが、将来的には、企業規模の大小を問わず、組織外部に信頼され、ブランド価値を維持できる、生き残る企業は、大局的に見れば、利潤を極大化するためにも個人情報データの適切な管理・運営に向かうはずだと思われる。構造的に見て、個人情報保護に対する意識は変わるものであろうし、変わるはずだと考えたい。

二つ目の質問は、日本の個人情報保護法では、その21条に、安全管理措置を遵守させるように、「従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない」と定めており、従業者の範囲は正社員だけでなく、派遣社員、パート、アルバイトに及ぶとされている。企業がパートやアルバイトまでを含むすべての‘従業員’を監督することには大変な労力とコストがかかる。どうすればよいと考えるか、というものだった。この質問をいただいて、咄嗟に思い出したのはゼミの学生から聞いた話だった。レンタルビデオ店でアダルトビデオを借りようとしてカウンターに持参したところ、そのビデオをスキャンしたアルバイトの女子店員に「お客さん、この前、同じビデオを借りられていますよ。いいんですか」といわれたそうである。彼女は親切でいったものと思われる。企業の個人情報管理についてはアクセス権限をできるだけ少数の責任ある職員に限定することが鉄則であるが、サービス業においては現実には困難である。アルバイトといえども、消費者と接するところに配置されれば、一定の範囲で、日常の大量に派生する定型的業務に関連して、顧客データベースの閲覧、上書きは当然の職務となる。厳しい研修を繰り返したとしても事故は防げない。個人データに関連し

では、‘交通事故’のように、確率的にトラブルが発生する部分があるように思われる。地震保険や洪水保険の制度化と比較すれば商業的な保険商品とすることは容易だと思われ、個人情報データの取扱いに関する過失については、将来的には保険制度でカバーできる場所があるかもしれない。現在商品化されている情報化保険、ネットワーク保険はハードウェア、ソフトウェアを対象とするにとどまるようであるが、個人情報データの取扱いの過失についても定型的な保険商品としうる余地が大きいと考えられる。

三つ目にいただいた質問は、国の行政機関や独立行政法人には、それを対象とする個人情報保護の仕組みがあり、地方公共団体についても個人情報保護条例が定められているが、民間企業については個人情報保護法が対象としており、個人情報の保護に関する法律施行令の2条にあるとおり、保有する個人データが5,000人以下のところ、小規模ビジネスは個人情報保護法の対象とされていないという点を指摘され、この‘抜け穴’をどう考えるか、というものだった。小規模ビジネスとの取引で提供する個人データは、ほとんどの場合、頻繁に行われている日常的取引と共通するものであり、その個人データに通常は特段の価値と意義をもつものではないだろうと思われる。一方、顧客の数が少数に限定されているかも知れない特殊な小規模ビジネスの場合、念頭においたのは大金持ちしか相手にしないヘッジファンド、非合法すれすれの危ない業務を少数のマニャックな顧客を相手に提供し暴利をむさぼっている企業のようなものであるが、そのような場合には、その顧客データベースが企業の生命線をなすものであるから、中途半端な大企業よりも厳重な管理をするはずだと思う、と応えた記憶がある。いただいた質問と提示した回答を整理すれば、おおむねこんなところだと思う。

最近の大学教師はなぜか非常に忙しく、わたしも同様に、こんなハズではなかった思いながら、引き受け、不十分な内容であったことに忸怩たる思いは禁じえないが、啓明大学の先生方との交流を含め、このセミナーに参加させていただいたことに感謝したい。

山本順一氏の報告をめぐる討議

道を歩いていても、自動車を運転していても、店で買い物をしていても、カメラで見られている監視社会になりました。これらはデジタル技術の飛躍的な進歩によることが大きいと考えられます。

その技術は3つあります。1つ目は記憶容量の増大であり、安価で便利な記憶媒体が数多く開発されたことです。2つ目はギガバイトからテラバイトへとと言われるように光ファイバーや無線ネットワークなどの情報伝達速度が飛躍的に向上したことです。3つ目はコンピュータの情報処理速度が著しく速くなり、膨大な情報から検索し、それを編集することが可能になったことです。

このデジタル技術の進歩はまだまだ始まったばかりで、今後、我々の想像を超えたものになると考えられます。

例えば、私たちの体は電気で動いていますが、なかでも私たちが脳で考えると脳波という電磁波が発生します。その脳波を使えば、ピアノに触れることなしにピアノが弾け、考えるだけでパソコンに文章が書け、考えるだけでロボットを操作できるようになりつつあります。

逆に言えば、人間の脳波を知れば、究極のプライバシーである私たちが何を考えているかが他人に分かってしまうことを意味しています。この技術は私たちの会話を奪うだけでなく、プライバシーの概念を完全に変えるものであり、その時代がすぐそこに来ていることを意味しています。

人体通信という技術が活発化しています。人間の持つ磁場を利用した通信であり、会話もしないで握手だけでお互いの情報を交換できる通信手段です。実際は握手しなくても数センチに近づくだけで人体通信は可能です。満員電車で見知らぬ人に個人情報を見られている可能性もますます高くなります。

現在のインターネットは人間と人間の通信手段ですが、今後のインターネットは機械と機械の通信が主体となり、その結果を人間が利用する時代になるでしょう。また、脳型コンピュータが発達し、脳型コンピュータを持った人間と、人間の心を持ったロボットが通信を行うようになる時代はすぐそこまで来ています。プライバシー問題は人間と人間の間だけのものではなくなる可能性も高いと考えられます。

さらに、デジタル技術の特性上、この種のテーマにおいては日本だけの議論だけでなくグローバルな議論が今後必須になると考えられ、国際的な標準やルールを早期に整備することが我々に与えられた責務であると考えます。

このような状況の下で、山本先生のご発表は、デジタル情報社会の問題点をタイムリーかつ的確に浮き彫りにし、それに対する意味深い多くの提言を行い、この分野の論文として今までに類を見ない傑出したものであり、高く評価されます。また、先生のご発表はデジタル

情報社会をさまざまな視点から考察するだけでなく、具体的な事例が数多く取り上げられており、これらの事例が意味するものを複眼的視点から論述し、デジタル情報社会の矛盾を鮮明化しています。

我々を快適にするはずのデジタル・ネットワーク社会はサイバーテロや情報スパイや監視国家を誕生させるなど、この社会のメリットとデメリットの両面を分かりやすく論述されています。例えば顧客のクレジットカード情報の流出などなどの具体的な事例が詳しく述べておられます。しかし、それらの情報の中にはパブリック・ドメインになっている情報も存在し、複雑化するデジタル・ネットワーク社会にも言及されておられます。

この発表で特に興味深い点は、個人情報保護法の制定実施以降、それに対し日本では過剰反応し過ぎる点を挙げ、先生はこのような状況を『法フェティズム』と断じていることです。さらに、先生は『個人情報保護法の施行によって、懲刑罰を受けた公務員の氏名が秘匿されたりするなど、開示されて当然の個人情報が隠匿され、守るべき個人データが保護されない状況にある。』と報告されておられます。

この社会では在宅ワークなどのリモートアクセスが必須になる社会であり、このような『個人情報の利用が著しく拡大する社会』において個人情報の適正に取り扱う必要があり、そのためには個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定め、個人情報の有効性を配慮しつつ、個人の権利を保護すべきであると指摘されています。

また、米国における『愛国者法』を取り上げられ、『市民の図書館利用記録の秘密ばかりか、市民の書店での図書や雑誌の購入まで、FBI等が暴くことを許容している』などの例や、さらに、『米国の人事担当者への調査によると、4分の3以上の人が検索エンジンを使って入社志願者を調べ、3分の1以上の人が検索で得られた情報に基づいて志願者を不採用にしていることがある』などの事例を挙げ、先生は個人情報の保護のバランス感の大切さを強調され、日本の進むべきデジタル・ネットワーク社会の方向性を示唆されました。

次に4つの質問をさせていただきます。

- (1) 私の知るところでは、日本企業の個人情報保護法に関する認識は甘く、個人情報保護管理者を役員クラスにしている企業はほとんどありません。日本の中小企業において、個人情報保護法をもっと普及させるにはどのような方法があるとお考えでしょうか。デジタル・ネットワーク時代では、日本の企業の個人情報保護に関する認識を変える必要はないでしょうか。
- (2) 日本の個人情報保護法では、安全管理措置を遵守させるように、従業者に対し必要かつ適切な監督をしなければならない、と規定されており、その従業者の範囲は正社員だけでなく、派遣社員、パート、アルバイトに及ぶとされています。デジタル・ネットワーク時代では、企業がパート、アルバイトにまですべて監督することは大変な労力と費用が必要になると思われます。先生のお考えをお聞かせください。
- (3) 日本の個人情報保護法には、個人情報取扱事業者の例外として、国、地方公共団体、独

立行政法人等だけでなく、識別される個人の数の合計が、過去6ヶ月以内のいずれの日においても5000人を超えない者も例外とされています。すなわち小規模のビジネスには抜け穴があるように感じられますが、先生のご意見をお聞かせください。

- (4) 最後の質問は啓明大学の先生方への質問です。インターネット普及では日本をはるかに凌ぐ世界トップレベルにある韓国における個人情報保護の現状をお聞かせください。特に日本との異なる点があればお聞かせください。

(本学経営学部教授 村山博)